

高齢者の生活支援と通いの場の活性化事業業務委託 質問回答票 (R8. 6. 3)

	質問内容	回 答
1	<p>事業内容（１）生活支援体制整備 ②高齢者の生活支援に関する実態調査調査票の配布（もしくは依頼）と回収について</p> <p>調査票の配布（もしくは依頼）はアについては貴県を通じて、イ、ウについては、貴県を通じて市町村へその後地域包括支援センターやその他、必要と認められる者でよろしかったでしょうか。</p>	<p>（調査対象者への）調査の依頼及び調査票の配布・回収について、以下の内容で想定しています。</p> <p>ア 市町村担当課、生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当課：県を通じて実施 ・生活支援コーディネーター：市町村担当課を経由して実施。 <p>イ 地域包括支援センター職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県から市町村担当課を経由して実施。 <p>ウ その他、必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象に応じて個別に検討。
2	<p>事業内容（１）生活支援体制整備③多様な主体リストの作成</p> <p>アの県内に存在する、高齢者の生活を支える多様な主体調査の実施方法として、貴県→市町村→多様な主体へ依頼をいただくことでよかったですでしょうか。</p>	<p>市町村が把握している既存情報（介護保険制度に基づくサービス事業所等）については、県を通じて情報提供を依頼することを検討しています。</p> <p>市町村の福祉部局のみでは把握しきれない多様な主体の調査方法については、受託者の専門的な知見やノウハウを活用した効果的な手法についてご提案いただきたく存じます。</p>
3	<p>事業内容（２）通いの場の魅力向上①県内の通いの場に関する調査のアンケート調査の配布（依頼方法）は上記１と同じでよかったですでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>